

第692回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成28年 1月 13日（水）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1) 政策評価アンケートに係るお願い

業務部 野口 管理課長

(2) 平成28年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

業務部 河田 収納課長

(3) 関税法第70条の規定に基づく他法令確認書類の取扱いについて

業務部 金子 統括審査官（通関総括第3部門）

(4) 知的財産に係る税関への新規・追加差止申立てについて（10月～12月）

業務部 篠原 知的財産調査官

(5) TPP説明会資料の税関ホームページ掲載について

業務部 佐々木 原産地調査官

(6) 電気カーペットの分類変更について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

その他・連絡事項等

・第690回 配布資料の一部訂正について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（12月分）について

業務部 星野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 平成28年2月9日（火）12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(四一四)

○組合等登記令の一部を改正する政令
(四一五)

(省 令)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(法務五三)

○弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令
(同五四)

(告 示)

○地方自治法第二百九十一条の第三項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件(総務四三三)

○除籍が滅失した件(法務六一二)
○原戸籍の一部が滅失した件
(同六一三、六一四)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同六一五、六一六)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件(財務三九四)

○財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(同三九五)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(厚生労働四六六)

○保安林の指定をする件
(農林水産二六八五、二六九八)

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件
(経済産業二六一、二六二)

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件
(国土交通一一八一)

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件
(同一一八二)

内閣

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

平成二十七年国土地区画整理士技術検定合格者(国土交通省)

平成二十八年度土地地区画整理士技術検定の実施(同)

海事代理士試験合格者(同)

(公 告)

諸事項

官庁

財団、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、鉄道財団(催告)関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四一四号)(法務省)
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行期日は、平成二十八年三月一日とすることとした。

◇組合等登記令の一部を改正する政令(政令第四一五号)(法務省)
1 継続の登記に関する一般規定を設けることとした。(第七条の二及び第一九条の二関係)

2 外国法事務弁護士法人を代表すべき社員以外のもので氏名又は住所の変更の登記について、代表すべき社員と同様に、添付書面を要しないこととした。(第二六条第六項関係)

3 別表に外国法事務弁護士法人の項を加えることとした。(別表関係)

4 この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一一六号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行することとした。ただし、外国法事務弁護士法人に関する改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年三月一日)から施行することとした。

平成28年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

		内 容	本 則	特例 (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)	平成28年	(参考) 平成27年	
					【財務大臣告示 0.8%】	【財務大臣告示 0.8%】	
延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	【特例基準割合】(※注) 財務大臣が告示した割合 + 1%	【加算割合】 + 1%	2.8%	2.8%
	納期限の翌日から2か月を経過する日後	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	【特例基準割合】(※注) 財務大臣が告示した割合 + 1%	【加算割合】 + 7.3%	9.1%	9.1%
還付加算金		国から納税者への還付金に付される利息	7.3%	【特例基準割合】(※注) 財務大臣が告示した割合 + 1%		1.8%	1.8%



(※注)「特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(還付加算金の割合の特例)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第93条第2項(特例基準割合の定義)、第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方消費税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税の賦課徴収)、第72条の104第2項(貨物割に係る還付金の還付)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

2016年1月13日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

関税法第70条の規定に基づく他法令確認書類の取扱いについて

◆写しにより他法令確認が可能となった法令

法 令	輸出	輸入
大麻取締法	○	○
覚せい剤取締法	○	○
麻薬及び向精神薬取締法	○	○
あへん法	○	○
肥料取締法	-	○
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	-	○
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	-	○
農薬取締法	-	○
高圧ガス保安法	-	○ ※

※高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等については、初回のみ「試験成績書」原本の提出が必要。
(個別通達「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」(平成9年3月31日付 蔵関第290号))

(参考)

- ・「関税法基本通達等の一部改正について」(平成27年12月21日付 財関第1360号)
- ・平成28年1月1日から実施

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
<p>70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) <u>法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸出申告の際に、同表の第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第 70 条第 2 項に規定する他の法令は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第 67 条の検査の際に、同表の第 3 欄に掲げる証明書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>他の法令の規定により提出が必要とされる別表第 1 の第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第 2 の第 3 欄に掲げる証明書等について、輸出者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸出許可後に輸出者に返却して差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「その写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</u></p>	<p>70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) <u>法第 70 条第 1 項に規定する他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書又は承認書等を輸出申告書に添付させたうえ提出させて、他の法令に規定する輸出規制の解除を確認する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>																		
<p>別表第 1</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1125 434 1197">法令名</th> <th data-bbox="434 1125 714 1197"><u>輸出の規制に関する条項</u></th> <th data-bbox="714 1125 1140 1197">確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1197 434 1300">イ. (省略)</td> <td data-bbox="434 1197 714 1300">(省略)</td> <td data-bbox="714 1197 1140 1300">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1300 434 1452">ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (省略)</td> <td data-bbox="434 1300 714 1452">(省略)</td> <td data-bbox="714 1300 1140 1452">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	<u>輸出の規制に関する条項</u>	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (省略)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 1125 1411 1197">法令名</th> <th data-bbox="1411 1125 1691 1197"><u>適用条項</u></th> <th data-bbox="1691 1125 2116 1197">確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 1197 1411 1300">イ. (同左)</td> <td data-bbox="1411 1197 1691 1300">(同左)</td> <td data-bbox="1691 1197 2116 1300">(同左)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1300 1411 1452">ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (同左)</td> <td data-bbox="1411 1300 1691 1452">(同左)</td> <td data-bbox="1691 1300 2116 1452">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	<u>適用条項</u>	確認する許可書又は承認書等	イ. (同左)	(同左)	(同左)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (同左)	(同左)	(同左)
法令名	<u>輸出の規制に関する条項</u>	確認する許可書又は承認書等																	
イ. (省略)	(省略)	(省略)																	
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (省略)	(省略)	(省略)																	
法令名	<u>適用条項</u>	確認する許可書又は承認書等																	
イ. (同左)	(同左)	(同左)																	
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ニ) (同左)	(同左)	(同左)																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ホ) 大麻取締法 (昭和23年法律 第124号)	第4条((禁止行為 及び許可))	同法第4条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書 <u>又はその写し</u>	(ホ) 大麻取締法 (昭和23年法律 第124号)	第4条((禁止行為 及び許可))	同法第4条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書
(ハ) 覚せい剤取締法(昭和26年 法律第252号)	第30条の6第2項 ((輸出の制限))	第30条の6第2項の規定により厚生労働大臣が発行した覚せい剤原料輸出許可書 <u>又はその写し</u>	(ハ) 覚せい剤取締法(昭和26年 法律第252号)	第30条の6第2項 ((輸出の制限))	第30条の6第2項の規定により厚生労働大臣が発行した覚せい剤原料輸出許可書
(ト) 麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法律 第14号)	第17条((輸出) 第18条《輸出の許 可》 第50条の11《輸出 》 第50条の12((輸出 の許可)) 第50条の13((特定 地域の輸出の特例) 第50条((免許)) 第50条の4((準用))	第17条ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書 <u>又はその写し</u> 第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 <u>又はその写し</u> 第50条の12第3項から第5項において、準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 <u>又はその写し</u> 第50条の13第2項及び同条第3項において準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 <u>又はその写し</u> 向精神薬輸出業者が、同法に規定する第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸出しようとする場合(第50条の13に規定する特定地域を仕向地とする特定向精神薬を輸出する場合を除く。)には、第50条の4の規定において準用する第4条の規定により厚生労働大臣が交付する免許証	(ト) 麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法律 第14号)	第17条((輸出) 第18条《輸出の許 可》 第50条の11《輸出 》 第50条の12((輸出 の許可)) 第50条の13((特定 地域の輸出の特例) 第50条((免許)) 第50条の4((準用))	第17条ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書 第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 第50条の12第3項から第5項において、準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 第50条の13第2項及び同条第3項において準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 向精神薬輸出業者が、同法に規定する第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸出しようとする場合(第50条の13に規定する特定地域を仕向地とする特定向精神薬を輸出する場合を除く。)には、第50条の4の規定において準用する第4条の規定により厚生労働大臣が交付する免許証

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(チ) あへん法 (昭和29年法律 第71号)	第6条((輸入及び 輸出の禁止))	の写し 第6条第1項の規定により厚生 労働大臣が発行したあへん輸出 委託証明書 <u>又はその写し</u> 又は同 条第2項の規定により厚生労働 大臣が発行したけしから輸出許 可書 <u>又はその写し</u>	(チ) あへん法 (昭和29年法律 第71号)	第6条((輸入及び 輸出の禁止))	の写し 第6条第1項の規定により厚生 労働大臣が発行したあへん輸出 委託証明書又は同条第2項 の規定により厚生労働大臣が発 行したけしから輸出許可書
ハ. 検疫関係 (イ) 植物防疫法 (昭和25年法律 第151号)	第10条((輸出植物 の検査))	第10条第1項の規定による検査 を必要とする植物及びその容器 包装については、植物防疫法施 行規則（昭和25年農林水産省令 第73号）第30条((合格証明書等 の交付))第1項の規定により、 植物防疫官が当該植物又はその 容器包装に押印した「合格証印 」（同規則第18号様式）又は当 該申請者に交付した「植物検査 合格証明書」（同規則第18号様 式。当該植物及びその容器包装 が再輸出されるものである場合 にあっては同規則第18号の二様 式） <u>又はその写し</u>	ハ. 検疫関係 (イ) 植物防疫法 (昭和25年法律 第151号)	第10条((輸出植物 の検査))	第10条第1項の規定による検査 を必要とする植物及びその容器 包装については、植物防疫法施 行規則（昭和25年農林水産省令 第73号）第30条((合格証明書等 の交付))第1項の規定により、 植物防疫官が当該植物又はその 容器包装に押印した「合格証印 」（同規則第18号様式）又は当 該申請者に交付した「植物検査 合格証明書」（同規則第18号様 式。当該植物及びその容器包装 が再輸出されるものである場合 にあっては同規則第18号の二様 式）
(ロ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ) (同左)	(同左)	(同左)
(ハ) 家畜伝染病 予防法(昭和26 年法律第166号)	第45条((輸出検査))	同法第45条第1項の規定により 家畜防疫官が発行した輸出検査 証明書 <u>又はその写し</u>	(ハ) 家畜伝染病 予防法(昭和26 年法律第166号)	第45条((輸出検査))	同法第45条第1項の規定により 家畜防疫官が発行した輸出検査 証明書

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後			改正前		
<u>(削除)</u>			<u>(2) 法第 70 条第 2 項((検査の完了又は条件の具備の確認))に規定する審査の完了又は条件の具備を必要としている他の法令には、次のようなものがあるので、これら他の法令の規定により必要とされる検査の完了又は条件の具備を証する書類を便宜輸出申告の際に提出させて確認する。</u>		
<u>別表第 2</u>					
法令名	<u>輸出の規制に関する条項</u>	確認する <u>証明書</u> 等	法令名	<u>適用条項</u>	確認する <u>許可書又は承認書</u> 等
イ. 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)	第50条の11((輸出)) 第50条の27((業務の届出)) 第50条の30((麻薬等原料輸出業者の輸出の届出)) 第50条の32((麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出)) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年厚生省令第14号) 第30条第2号((携帯輸出))	(1) 自己の疾病の治療を目的として向精神薬を携帯して輸出する場合には、規則第30条第2号に掲げる自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類 (具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書) <u>又はその写し</u> (2) 麻薬等原料輸出業者が、第50条の30の規定により、麻薬及び向精神薬取締法試行令 (昭和28年政令第57号) 第8条の2 ((第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料))に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4 ((輸入又は輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 <u>又はその写し</u> (3) 麻薬等原料輸出業者が、法	イ. 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)	第50条の11((輸出)) 第50条の27((業務の届出)) 第50条の30((麻薬等原料輸出業者の輸出の届出)) 第50条の32((麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出)) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年厚生省令第14号) 第30条第2号((携帯輸出))	(1) 自己の疾病の治療を目的として向精神薬を携帯して輸出する場合には、規則第30条第2号に掲げる自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類 (具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書) (2) 麻薬等原料輸出業者が、第50条の30の規定により、麻薬及び向精神薬取締法試行令 (昭和28年政令第57号) 第8条の2 ((第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料))に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4 ((輸入又は輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 (3) 麻薬等原料輸出業者が、法

8

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ロ. (省略)	(省略)	別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第8条の2に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し (4) 麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第45条の5に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同法施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 <u>又はその写し</u>	ロ. (同左)	(同左)	別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第8条の2に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し。 <u>。</u> (4) 麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第45条の5に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同法施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」
<u>(削除)</u>			<u>(3) 他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書若しくは承認書又は検査の完了若しくは条件の具備を証する書類については、再使用されないよう処理した上、輸出許可後輸出申告者を通じ輸出者に返還するものとする。なお、他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書等の税関における処理について、他の法令の主務官庁から特に要請がある場合には、当該要請に係る要領により処理するものとする。</u>		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通関		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) <u>法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸入申告の際に、同表第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第 70 条第 2 項に規定する他の法令は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第 67 条の検査の際に、同表第 3 欄に掲げる証明書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>他の法令の規定により提出が必要とされる別表第 1 の第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第 2 の第 3 欄に掲げる証明書等について、輸入者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸入許可後に輸入者に返却して差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「その写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</u></p>			<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) <u>別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令は、同条第 1 項に規定する法令であり、それらの法令の規定のうち輸入の規制に係る主要なものは同表の第 2 欄に掲げる条項の規定である。これらの法令については、輸入申告の際に同表第 3 欄に掲げる許可書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明させることとする。</u> <u>なお、内取通関の場合その他輸入申告者において必要があるため許可、承認書原本の返還の申出がある場合には、処理済の記載を行った上、返還して差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令は、同条第 2 項に規定する法令であり、それらの法令の規定のうち輸入の規制に係る主要なものは同表の第 2 欄に掲げる条項の規定である。これらの法令については、法第 67 条（（輸出又は輸入の許可）の検査（輸入貨物についての審査のため通関部門が行う貨物確認を含む。）その他輸入申告に係る税関の審査の際に同表第 3 欄に掲げる許可書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備を証明させることとする。</u> <u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>		
別表第 1			別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.			イ.		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
ロ．輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ハ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ．輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ハ) (同左)	(同左)	(同左)
(ニ)大麻取締法 (昭和23年法律 第124号)	第4条((輸入等の 禁止))	第4条の規定により厚生労働大 臣が交付する「大麻輸入許可書 」 <u>又はその写し</u>	(ニ)大麻取締法 (昭和23年法律 第124号)	第4条((輸入等の 禁止))	第4条の規定により厚生労働大 臣が交付する「大麻輸入許可書 」
(ホ) (省略)	(省略)	(省略)	(ホ) (同左)	(同左)	(同左)
(ヘ)覚せい剤取 締法 (昭和26年法律 第252号)	第30条の6第1項 ((輸入の制限))	第30条の6第1項の規定により 厚生労働大臣が交付する「覚せ い剤原料輸入許可書」 <u>又はその 写し</u>	(ヘ)覚せい剤取 締法 (昭和26年法律 第252号)	第30条の6第1項 ((輸入の制限))	第30条の6第1項の規定により 厚生労働大臣が交付する「覚せ い剤原料輸入許可書」
(ト)麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法律 第14号)	第13条((輸入)) 第14条((輸入の許 可)) 第50条((免許)) 第50条の4((準 用)) 第50条の8((輸 入)) 第50条の9((輸入 の許可)) 第50条の27((業務 の届出)) 第50条の29((麻薬 等原料輸入業者の	(1) 第13条第1項ただし書の規 定により厚生労働大臣が交付す る「携帯輸入許可書」 <u>又はその 写し</u> (2) 第14条第5項の規定により 厚生労働大臣が交付する「麻薬 輸入許可書」 <u>又はその写し</u> (3) 第50条の9第3項から第5 項までにおいて準用する第14条 第5項の規定により厚生労働大 臣が交付する「向精神薬輸入許 可書」 <u>又はその写し</u> (4) 向精神薬輸入業者が、第二 種向精神薬又は第三種向精神薬	(ト)麻薬及び向 精神薬取締法 (昭和28年法律 第14号)	第13条((輸入)) 第14条((輸入の許 可)) 第50条((免許)) 第50条の4((準 用)) 第50条の8((輸 入)) 第50条の9((輸入 の許可)) 第50条の27((業務 の届出))第50条の 29((麻薬等原料輸 入業者の輸入の届	(1) 第13条第1項ただし書の規 定により厚生労働大臣が交付す る「携帯輸入許可書」 (2) 第14条第5項の規定により 厚生労働大臣が交付する「麻薬 輸入許可書」 (3) 第50条の9第3項から第5 項までにおいて準用する第14条 第5項の規定により厚生労働大 臣が交付する「向精神薬輸入許 可書」 (4) 向精神薬輸入業者が、第二 種向精神薬又は第三種向精神薬

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>輸入の届出)) 第50条の31((麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出)) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年厚生省令第14号) 第27条(携帯輸入))</p>	<p>を輸入しようとする場合には、第50条の4において準用する第4条((免許証))の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証の写し」 (5) 規則別表第一の中欄に掲げる向精神薬であって、その成分たる向精神薬の分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるものを携帯して輸入する者である場合は、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印が押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、規則第27条第2項に規定する書類の確認に代える。 (6) 麻薬等原料輸入業者が、第50条29の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)第8条の2に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4((輸入及び輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」<u>又はその写し</u> (7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第4に掲げる麻薬向精神薬原</p>	<p>出)) 第50条の31((麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出)) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年厚生省令第14号) 第27条(携帯輸入))</p>	<p>を輸入しようとする場合には、第50条の4において準用する第4条((免許証))の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証の写し」 (5) 規則別表第一の中欄に掲げる向精神薬であって、その成分たる向精神薬の分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるものを携帯して輸入する者である場合は、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印が押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、規則第27条第2項に規定する書類の確認に代える。 (6) 麻薬等原料輸入業者が、第50条29の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)第8条の2に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4((輸入及び輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」 (7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第4に掲げる麻薬向精神薬原</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>(チ) あへん法 (昭和29年法律 第71号)</p>	<p>第6条((輸入及び 輸出の禁止))</p>	<p>料のうち同令第8条の2((第50 条の29の政令で定める麻薬向精 神薬原料))に規定する麻薬向精 神薬原料以外のものを輸入する 場合には、厚生労働省地方厚生 (支)局麻薬取締部長が発行す る第50条の27に規定する業務の 届出が行われている者であるこ とを証明する「麻薬等原料輸入 業者業務届受理証明書」の写し</p> <p>(8) 麻薬等原料輸入業者以外の 者が、規則第45条の5((輸入及 び輸出の届出を要しない麻薬向 精神薬原料の量))に定める量を 超える麻薬向精神薬原料を第50 条の31の規定により厚生労働大 臣に届け出て輸入する場合に は、厚生労働省地方厚生(支) 局麻薬取締部により「受理印」 が押なつされた規則第45条の4 に規定する「麻薬向精神薬原料 輸入届」<u>又はその写し</u></p> <p>第6条第1項ただし書に規定す る国の委託をうけた者に厚生労 働省<u>医薬・生活衛生局</u>監視指導 ・麻薬対策課長が交付する「あ へん輸入委託証明書」<u>又はその 写し</u>又は同条第2項の規定によ り厚生労働大臣が交付する「け しがら輸入許可書」<u>又はその写 し</u></p>	<p>(チ) あへん法 (昭和29年法律 第71号)</p>	<p>第6条((輸入及び 輸出の禁止))</p>	<p>料のうち同令第8条の2((第50 条の29の政令で定める麻薬向精 神薬原料))に規定する麻薬向精 神薬原料以外のものを輸入する 場合には、厚生労働省地方厚生 (支)局麻薬取締部長が発行す る第50条の27に規定する業務の 届出が行われている者であるこ とを証明する「麻薬等原料輸入 業者業務届受理証明書」の写 し。</p> <p>(8) 麻薬等原料輸入業者以外の 者が、規則第45条の5((輸入及 び輸出の届出を要しない麻薬向 精神薬原料の量))に定める量を 超える麻薬向精神薬原料を第50 条の31の規定により厚生労働大 臣に届け出て輸入する場合に は、厚生労働省地方厚生(支) 局麻薬取締部により「受理印」 が押なつされた規則第45条の4 に規定する「麻薬向精神薬原料 輸入届」</p> <p>第6条第1項ただし書に規定す る国の委託をうけた者に厚生労 働省<u>医薬食品局</u>監視指導・麻薬 対策課長が交付する「あへん輸 入委託証明書」又は同条第2項 の規定により厚生労働大臣が交 付する「けしがら輸入許可書」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(リ) (省略)	(省略)	(省略)	(リ) (同左)	(同左)	(同左)
(ヌ) 肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)	第4条第3項((登録を受ける義務)) 第5条((仮登録を受ける義務)) 第16条の2((指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)) 第22条((特殊肥料の輸入業者の届出)) 第33条の2((外国生産肥料の登録及び仮登録)) 第35条((適用の除外))	(1) 輸入物品が第2条第2項((定義))に規定する「普通肥料」である場合には、申請者の別に応じ、次に掲げる書類 イ. 輸入業者の申請に係るもの 「登録証」 <u>又はその写し</u> 又は「仮登録証」 <u>又はその写し</u> 若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 <u>又はその写し</u> (以下「登録証等」という。) ロ. 外国生産業者の申請に係るもの (イ) 外国生産業者自らが輸入する場合「登録証等」 <u>又はその写し</u> (ロ) 国内管理人又は輸入業者が輸入する場合その旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 <u>又はその写し</u> (2) 輸入物品が第4条第1項に規定する「指定配合肥料」である場合は、当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 <u>又はその写し</u> (3) 輸入物品が第2条第2項に規定する「特殊肥料」である場合は、当該特殊肥料の輸入業者	(ヌ) 肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)	第4条第3項((登録を受ける義務)) 第5条((仮登録を受ける義務)) 第16条の2((指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)) 第22条((特殊肥料の輸入業者の届出)) 第33条の2((外国生産肥料の登録及び仮登録)) 第35条((適用の除外))	(1) 輸入物品が第2条第2項((定義))に規定する「普通肥料」である場合には、申請者の別に応じ、次に掲げる書類 イ. 輸入業者の申請に係るもの 「登録証」又は「仮登録証」若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」(以下「登録証等」という。) ロ. 外国生産業者の申請に係るもの (イ) 外国生産業者自らが輸入する場合「登録証等」 (ロ) 国内管理人又は輸入業者が輸入する場合その旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 (2) 輸入物品が第4条第1項に規定する「指定配合肥料」である場合は、当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」 (3) 輸入物品が第2条第2項に規定する「特殊肥料」である場合は、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の「証

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ル) (省略)	(省略)	である旨の都道府県知事の「証明書」 <u>又はその写し</u> (省略)	(ル) (同左)	(同左)	明書」 (同左)
(7) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)	第5条第3項((輸入に係る指定糖の機構への売渡し)) (第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)	第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構 <u>(以下「機構」という。)</u> が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」 <u>の写し</u> 、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」 <u>の写し</u> 又は「義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」 <u>の写し</u>	(7) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)	第5条第3項((輸入に係る指定糖の機構への売渡し)) (第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)	第5条第3項(第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」又は「義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」
(7) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年法律第112号)	第13条((指定乳製品等の輸入)) 第14条((輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し))	(1)機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」 <u>又はその写し</u> (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻し承諾書」 <u>又はその写し</u> (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定	(7) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年法律第112号)	第13条((指定乳製品等の輸入)) 第14条((輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し))	(1) <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> <u>(以下「機構」という。)</u> の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」 (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻し承諾書」 (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(カ)～(ツ) (省略)	(省略)	乳製品等を輸入する場合には、 機構理事長の印が押なつされた 「用途外使用に係る指定乳製品 等の取扱いに関する契約締結承 諾書」 <u>又はその写し</u>	(カ)～(ツ) (同左)	(同左)	乳製品等を輸入する場合には、 機構理事長の印が押なつされた 「用途外使用に係る指定乳製品 等の取扱いに関する契約締結承 諾書」
(ホ)農薬取締法 (昭和23年法律 第82号)	第2条第1項((農 薬の登録))	(1) 輸入物品が第1条の2((定 義))に規定する農薬である場合 には、第2条第3項の規定によ り農林水産大臣が交付する「登 録票」 <u>又はその写し</u> 、又は農林 水産省消費・安全局農産安全管 理課において証明した登録票の <u>写し</u> に原本の記載と相違ない旨 を証明した <u>もの又はその写し</u> (2) 輸入物品が第15条の2((外 国製造農薬の登録))に規定する 農林水産大臣の登録を受けた外 国製造農薬である場合には、同 条第6項において準用する第7 条((製造者及び輸入者の農薬の 表示))に規定する表示がされて いることを当該輸入物品に明示 されていることの確認 (3) 輸入物品が「農薬取締法第 2条第1項の登録を要しない場 合を定める省令」(平成15年農 林水産省・環境省令第2号)で 定める物品である場合には、農 林水産省消費・安全局農産安全	(ホ)農薬取締法 (昭和23年法律 第82号)	第2条第1項((農 薬の登録))	(1) 輸入物品が第1の2((定義)に規定する農薬である場合に は、第2条第3項の規定により 農林水産大臣が交付する「登録 票」 <u>の原本</u> 又は農林水産省消費 ・安全局農産安全管理課におい て証明した登録票の原本の記載 と相違ない旨を証明した <u>当該登 録票の写し</u> (2) 輸入物品が第15条の2((外 国製造農薬の登録))に規定する 農林水産大臣の登録を受けた外 国製造農薬である場合には、同 条第6項において準用する第7 条((製造者及び輸入者の農薬の 表示))に規定する表示がされて いることを当該輸入物品に明示 されていることの確認 (3) 輸入物品が「農薬取締法第 2条第1項の登録を要しない場 合を定める省令」(平成15年農 林水産省・環境省令第2号)で 定める物品である場合には、農 林水産省消費・安全局農産安全

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ナ)～(ム) (省略)	(省略)	管理課の確認済印が押印された 「農薬輸入願」又はその写し (省略)	(ナ)～(ム) (同左)	(同左)	管理課の確認済印が押印された 「農薬輸入願」又はその写し (同左)
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する <u>証明書</u> 等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する <u>許可書又は承認書</u> 等
イ. 食品衛生法 (昭和22年法律 第233号)	第6条((不衛生食品等の販売等の禁止)) 第9条第2項((輸出国の証明)) 第10条((化学的合成品等の販売等の制限)) 第11条第2項((食品等の規格及び基準)) 第16条((有毒器具等の販売等の禁止)) 第18条第2項((器具等の規格及び基準)) 第26条((食品等の検査命令)) 第27条((食品等の輸入の届出)) 第28条((報告・臨検検査・収去)) 第62条((おもちゃ	(1) 第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証 <u>又はその写し</u> (当該届書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第26条又は第28条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる) (2) 規則の別表第12に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」	イ. 食品衛生法 (昭和22年法律 第233号)	第6条((不衛生食品等の販売等の禁止)) 第9条第2項((輸出国の証明)) 第10条((化学的合成品等の販売等の制限)) 第11条第2項((食品等の規格及び基準)) 第16条((有毒器具等の販売等の禁止)) 第18条第2項((器具等の規格及び基準)) 第26条((食品等の検査命令)) 第27条((食品等の輸入の届出)) 第28条((報告・臨検検査・収去)) 第62条((おもちゃ	(1) 第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証 (当該届書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第26条又は第28条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる) (2) 規則の別表第12に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
	<p>についての準用)) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第32条第1項及び第2項 ((輸入の届出))</p>			<p>についての準用)) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第32条第1項及び第2項 ((輸入の届出))</p>	
<p>ロ. 植物防疫法(昭和25年法律第151号)</p>	<p>第6条((輸入の制限)) 第7条第1項((輸入の禁止)) 第8条((輸入植物等の検査))</p>	<p>(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条((証明書^イの交付))第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物輸入認可証印」（同規則別記第8号様式(イ)に定めるもの）若しくは添付した「植物輸入認可証票」（同規則別記第8号様式(ロ)に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物輸入認可証明書」（同規則別記第8号様式(ハ)に定めるもの）<u>又はその写し</u> イ 第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物 (注) 及びその容器包装 ロ 第7条第1項に規定する輸入禁止品 ハ 同規則第14条に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの (注) 農林水産大臣が指定した</p>	<p>ロ. 植物防疫法(昭和25年法律第151号)</p>	<p>第6条((輸入の制限)) 第7条第1項((輸入の禁止)) 第8条((輸入植物等の検査))</p>	<p>(1)輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条((証明書^イの交付))第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物輸入認可証印」（同規則別記第8号様式(イ)に定めるもの）若しくは添付した「植物輸入認可証票」（同規則別記第8号様式(ロ)に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物輸入認可証明書」（同規則別記第8号様式(ハ)に定めるもの） イ 第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物 (注) 及びその容器包装 ロ 第7条第1項に規定する輸入禁止品 ハ 同規則第14条に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの (注) 農林水産大臣が指定した</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>場合には、別に連絡する。</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等 <u>又はその写し</u>、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（同規則別記第 4 号様式に定めるもの）の写しで「植物輸入認可証印」を押印したものを <u>又はその写し</u></p> <p>イ 木材「木材輸入認可証明書」</p> <p>ロ 穀類等「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物「青果物輸入認可証明書」</p> <p>ホ 木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」</p> <p>ヘ アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第 2 条((定義))第 1 項に規定する植物及びそれらの容器包装であって、前記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第 9 条第 4 項及び同規則第 19 条第 1 項の規定に</p>		<p>場合には、別に連絡する。</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（同規則別記第 4 号様式に定めるもの）の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの</p> <p>イ 木材「木材輸入認可証明書」</p> <p>ロ 穀類等「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物「青果物輸入認可証明書」</p> <p>ホ 木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」</p> <p>ヘ アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第 2 条((定義))第 1 項に規定する植物及びそれらの容器包装であって、前記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第 9 条第 4 項及び同規則第 19 条第 1 項の規定に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ハ. (省略)	(省略)	より農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」（同規則別記第7号様式(イ)に定めるもの）若しくは添付した「植物検査合格証票」（同規則別記第7号様式(ロ）に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物検査合格証明書」（同規則別記第7号様式(ハ)に定めるもの） <u>又はその写し</u>	ハ. (同左)	(同左)	より農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」（同規則別記第7号様式(イ)に定めるもの）若しくは添付した「植物検査合格証票」（同規則別記第7号様式(ロ）に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物検査合格証明書」（同規則別記第7号様式(ハ)に定めるもの）
ニ. 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第36条((輸入禁止)) 第37条((輸入のための検査証明書の添付)) 第40条((輸入検査)) 第42条((郵便物としての輸入))	(1) 輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合には、第40条第2項に規定する検査の結果、第44条第2項((輸入検査証明書の交付等))及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第51条((輸入検査証明書等))の規定により農林水産省動物防疫所が交付する「輸入検査証明書」（同規則別記様式第24号に定めるもの） <u>又はその写し</u> が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、第36条第1項ただし書に規定する許可の確認に代える。 (2) 輸入物品が、第37条に規定する指定検疫物である場合に	ニ. 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第36条((輸入禁止)) 第37条((輸入のための検査証明書の添付)) 第40条((輸入検査)) 第42条((郵便物としての輸入))	(1) 輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合には、第40条第2項に規定する検査の結果、第44条第2項((輸入検査証明書の交付等))及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第51条((輸入検査証明書等))の規定により農林水産省動物防疫所が交付する「輸入検査証明書」（同規則別記様式第24号に定めるもの）が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、第36条第1項ただし書に規定する許可の確認に代える。 (2) 輸入物品が、第37条に規定する指定検疫物である場合に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ホ. (省略)	(省略)	は、第44条第1項及び同規則第51条の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検疫証明書」 <u>又はその写し</u> （同規則別記様式第24号に定めるもの、指定検疫物が郵便物又は携帯品として輸入される場合には、当該輸入物品の容器包装に押なつされた「検疫済」（同規則別記様式第28号の1に定めるもの）のスタンプ）を確認することとし、第37条本文に規定する輸出国の検査証明書又はその写しの確認を要しない。	ホ. (同左)	(同左)	は、第44条第1項及び同規則第51条の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第24号に定めるもの、指定検疫物が郵便物又は携帯品として輸入される場合には、当該輸入物品の容器包装に押なつされた「検疫済」（同規則別記様式第28号の1に定めるもの）のスタンプ）を確認することとし、第37条本文に規定する輸出国の検査証明書又はその写しの確認を要しない。
へ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	第3条((適用除外)) 第22条((輸入検査))	(1) 第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第45条第3項((輸入検査の申請等))若しくは同規則第45条の2第1項((協会等が行なう輸入検査の申請等))若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」 <u>又はその写し</u> 又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印さ	へ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	第3条((適用除外)) 第22条((輸入検査))	(1) 第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第45条第3項((輸入検査の申請等))若しくは同規則第45条の2第1項((協会等が行なう輸入検査の申請等))若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>れた当該申請書 <u>又はその写し</u></p> <p>（当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものであるので留意する。）</p> <p>(2) 輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高圧ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」 <u>又はその写し</u>、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」 <u>又はその写し</u>又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等 <u>又はその写し</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第</p>		<p>請書（当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものであるので留意する。）</p> <p>(2) 輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高圧ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等</p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前				
		<p>8 号及び高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成 9 年 3 月通商産業省告示第 139 号第 4 条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」<u>又はその写し</u></p> <p>（注）前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>	<p>8 号及び高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成 9 年 3 月通商産業省告示第 139 号第 4 条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」</p> <p>（注）前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>		<p>8 号及び高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成 9 年 3 月通商産業省告示第 139 号第 4 条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」 輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>	<p>8 号及び高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成 9 年 3 月通商産業省告示第 139 号第 4 条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」</p> <p>（注）前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第 22 条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>	
ト．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確	第 12 条《製造販売業の許可》 第 13 条《製造業の許可》	輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合 (1) 輸入する場合（下記の(2)及び(3)を除く。）	ト．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確	第 12 条《製造販売業の許可》 第 13 条《製造業の許可》	輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合 (1) 輸入する場合（下記の(2)及び(3)を除く。）	ト．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確	第 12 条《製造販売業の許可》 第 13 条《製造業の許可》

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
保等に関する法律 （昭和35年法律第145号）	<p>第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売の承認》</p> <p>第14条の9《製造販売の届出》</p> <p>第19条の2《外国製造医薬品等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の2の3《製造業の登録》</p> <p>第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の12《製造販売の届出》</p> <p>第23条の2の17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の23《指定高度管理医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の20《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の22《製造業の許可》</p> <p>第23条の25《再生</p>	<p>イ. 第12条、第23条の2又は第23条の20に基づき、製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合</p> <p>規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく<u>「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売承認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し</u></p> <p>当該書類の内容に変更が生じた場合には<u>変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売承認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し</u></p> <p>ロ. 第13条、第23条の2の3又は第23条の22に基づき、製造許可又は登録を受けた業者（以下「製造業者」という。）が製造するために輸入する場合</p> <p>規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく<u>「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売承認証書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、又は「原薬等登録原簿登録証」の写し、及び「製造業許可証」の写し</u></p>	<p>保等に関する法律 （昭和 35 年法律第 145 号）</p> <p>第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売の承認》</p> <p>第14条の9《製造販売の届出》</p> <p>第19条の2《外国製造医薬品等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の2の3《製造業の登録》</p> <p>第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の12《製造販売の届出》</p> <p>第23条の2の17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の23《指定高度管理医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の20《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の22《製造業の許可》</p> <p>第23条の25《再生</p>	<p>イ. 第12条、第23条の2又は第23条の20に基づき、製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合</p> <p>規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく<u>「製造販売用医薬品等輸入届書」（規則様式第50）の写し</u>及び当該届書の内容に変更が生じた場合には<u>「製造販売用医薬品等輸入変更届書（規則様式第51）の写し</u></p> <p>ロ. 第13条、第23条の2の3又は第23条の22に基づき、製造許可又は登録を受けた業者（以下「製造業者」という。）が製造するために輸入する場合</p> <p>規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく<u>「製造用医薬品等輸入届書」（規則様式第52）の写し</u>及び当該届書の内容に変更が生じた場合には<u>「製造用医薬品等輸入変更届書」（規則様式第52の2）の写し</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>医療等製品の製造販売の承認》 第23条の37《外国製造再生医療等製品の製造販売の承認》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 （昭和36年政令第11号） 第74条《輸出用医薬品等に関する特例》 第74条の2《輸出用医療機器等に関する特例》 第74条の3《輸出用再生医療等製品に関する特例》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 （昭和36年厚生省令第1号） 第94条《製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品</p>	<p>当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「<u>医薬品等製造販売承認書</u>」の写し、「<u>医薬品等製造販売認証書</u>」の写し、「<u>医薬品等製造販売届書</u>」の写し、又は「<u>原薬等登録原簿登録証</u>」の写し、及び「<u>製造業許可証</u>」の写し (2) 製造販売業者又は製造業者が、令第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により医薬品等を輸出するために輸入する場合 規則第265条、第265条の2及び第265条の3の規定に基づく「輸出用医薬品等製造・輸入届書」（規則様式第114、第114の2(1)、第114の2(2)及び第114の3）の写し、及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第6）の写し (3) 製造販売業者又は製造業者が再輸入する場合 イ. 製造販売業者が先に輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合 当初の輸入の際の規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく(1)イ.と同様の書類及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関</p>	<p>医療等製品の製造販売の承認》 第23条の37《外国製造再生医療等製品の製造販売の承認》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 （昭和36年政令第11号） 第74条《輸出用医薬品等に関する特例》 第74条の2《輸出用医療機器等に関する特例》 第74条の3《輸出用再生医療等製品に関する特例》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 （昭和36年厚生省令第1号） 第94条《製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品</p>	<p>(2) 製造販売業者又は製造業者が、令第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により医薬品等を輸出するために輸入する場合 規則第265条、第265条の2及び第265条の3の規定に基づく「輸出用医薬品等製造・輸入届書」（規則様式第114、第114の2(1)、第114の2(2)及び第114の3）の写し、及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第6）の写し (3) 製造販売業者又は製造業者が再輸入する場合 イ. 製造販売業者が先に輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合 当初の輸入の際の規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく「<u>製造販売用医薬品等輸入届書</u>」（規則様式第50）の写し、当該届書の内容</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>手続</u>》 第 95 条《製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る <u>手続</u>》 第 114 条の 56《製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る <u>手続</u>》 第 114 条の 57《製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る <u>手続</u>》 第 137 条の 56《製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る <u>手続</u>》 第 137 条の 57《製造のための再生医療等製品の輸入に係る <u>手続</u>》 第 265 条《輸出用医薬品等に関する届出》 第 265 条の 2《輸出用医療機器等に関する届出》 第 265 条の 3《輸出用再生医療等製品に関する届出》</p>	<p>関係書類を含む。） ロ．製造業者が医薬品等を製造するために輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合当初の輸入の際の規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく <u>(1)ロ.と同様の書類</u>及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） ハ．製造販売業者又は製造業者が先に輸出した自社の医薬品等が、品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、「医薬品等製造販売承認書」の写し又は「輸出用医薬品等製造・輸入届出書」（規則様式第114）の写し、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第 6）の写し及び返送品であること</p>	<p><u>届出</u>》 第 95 条《製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る <u>届出</u>》 第 114 条の 56《製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る <u>届出</u>》 第 114 条の 57《製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る <u>届出</u>》 第 137 条の 56《製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る <u>届出</u>》 第 137 条の 57《製造のための再生医療等製品の輸入に係る <u>届出</u>》 第 265 条《輸出用医薬品等に関する届出》 第 265 条の 2《輸出用医療機器等に関する届出》 第 265 条の 3《輸出用再生医療等製品に関する届出》</p>	<p>に変更が生じた場合には「<u>製造販売用医薬品等輸入変更届書</u>」（規則様式第51）の写し及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） ロ．製造業者が医薬品等を製造するために輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合当初の輸入の際の規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく「<u>製造用医薬品等輸入届書</u>」（規則様式第52）の写し、当該届書の内容に変更が生じた場合には「<u>製造用医薬品等輸入変更届書</u>」（規則様式第52の2）の写し及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） ハ．製造販売業者又は製造業者が先に輸出した自社の医薬品等が、品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、「医薬品等製造販売承認書」の写し又は「輸出用医薬品等製造・輸入届出書」（規則様式第114）の写し、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第 6）の写し及び返送品であること</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		が確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）			が確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）
第 4 節 特殊輸入通関			第 4 節 特殊輸入通関		
<p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76—4—7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 11 号</u>若しくは<u>第 12 号</u>に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p>			<p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76—4—7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 10 号</u>若しくは<u>第 11 号</u>に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p>		
第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）			第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）		
<p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2～69 の 10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項<u>第 11 号</u>若しくは<u>第 12 号</u>に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。</p> <p>(3)～(18) （省略）</p>			<p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2～69 の 10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項<u>第 10 号</u>若しくは<u>第 11 号</u>に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。</p> <p>(3)～(18) （同左）</p>		

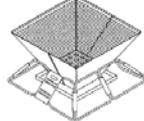
税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H27年10月~11月受理分)

【10月】

[横浜税関業務部]

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	美容用ローラー	美容用ローラーに係る意匠		株式会社MTG
商標	イヤホン、ミキシングコンソール、ステレオパワーアンプ、楽器用バッグ	「YAMAHA」の商標	YAMAHA	ヤマハ株式会社
商標	スマートフォン用保護シート・シール類(追加分)	「EarPods」の商標(追加分)	EarPods 	アップル インコーポレイテッド
商標	洋服類	「GOLDwin」の商標	GOLDwin	株式会社ゴールドウイン
商標	バッテリー、バッテリー用ラベル	「FUJIFILM」の商標	FUJIFILM	富士フイルム株式会社
商標	自動車用シート	「BRIDE」の商標	BRIDE	ブリッド株式会社
商標	自動車エアコン用フィルター、電子キー及び部品・付属品、自動車の部品・付属品、二輪自動車の部品・付属品、モバイルトレイ、キーホルダー、ステッカー、キーケース、ネックピロー、洋服類、ティーシャツ、ワッペン(単体での輸入に限る)	「HONDA」「H」の商標	HONDA 	本田技研工業株式会社
商標	microSDカード(記録媒体)	「microSDXC」「microSDHC」の商標(追加分)		エスディー_3シー エルエルシー
商標	SDカード(記録媒体)	「SDXC」の商標(追加分)		エスディー_3シー エルエルシー
商標	帽子	「SHIMANO」「NEXUS/ネクサス」の商標	SHIMANO NEXUS ネクサス	株式会社シマノ
商標	飛行機模型	「ANA」の商標	ANA 	ANAホールディングス株式会社
商標	眼鏡類、ティーシャツ	「THOM BROWNE」の商標	THOM BROWNE(標準文字)	株式会社クロスカンパニー

【11月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	ゴルフクラブまたはその部品	「TaylorMade」の商標		テイラー・メイド・ゴルフ・カンパニー・インコーポレイテッド
商標	おもちゃ	「BEY BLADE」の商標	BEY BLADE ベイブレード 	株式会社タカラトミー
商標	傘(追加分)	「MARIMEKKO」の商標	MARIMEKKO	マリメッコ オー ワイ ジェー
意匠	バーベキューコンロ本体	バーベキューコンロ本体に係る意匠		株式会社ロゴスコポーレーション
商標	洋服類	「OLD NAVY」の商標		オールド ネイビー(アイ ティーエム)インコーポレーテッド
商標	家庭用美顔器	「ビューティーバー(標準文字)」の商標	標準文字 ビューティーバー	岡田 英二
商標	眼鏡・サングラス類及びその付属品(追加分)	「MONCLER」の商標	MONCLER 	モンクレール ソチエタ ペル アツィオーニ
商標	LEDライト(懐中電灯)	「LED LENSER」の商標	LED LENSER 	ツヴァイブリューダー・オプトエレクトロニクス・ゲゼルシャフト・ミト・ベシュレンクテル・ハフツング・ウント・コンパニー・コマンデイトゲゼルシャフト

【12月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	ヘッドホン、イヤホン、スピーカー、スマートフォン用ケース、タブレット端末用ケース、Tシャツ	「STUDIO」「BEATS PILL」「TOUR」に係る商標(追加分)	STUDIO (標準文字) BEATS PILL (標準文字) TOUR (標準文字)	ピーツ エレクトロニクス エルエルシー(米)
商標	サッカーユニフォーム	「J.LEAGUE」に係る商標		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ
商標	かばん・財布類、スマートフォン用ケース、身飾品	「MARC BY MARC JACOBS」に係る商標	MARC BY MARC JACOBS (標準文字) MARC BY MARC JACOBS MARC BY MARC JACOBS	マーク ジェイコブズ トレードマークス エル エル シー
商標	家庭用ゲーム機用コントローラーの充電スタンド	「PS4」、「DUAL SHOCK」に係る商標	 DUAL SHOCK(標準文字)	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント
著作	Tシャツ、携帯電話機ケース、キーホルダー、手提げかばん、布リボン、ショルダーポーチ	映画の著作物「妖怪ウォッチ」に係る著作(ウイスパー、ジバニャン、コマさん、コマじろう、プシニャン、フュニニャン、ロボニャン、ワルニャン、USAピョン)		株式会社レベルファイブ
商標	洋服類	「mastermind JAPAN」に係る商標	mastermind JAPAN 	本間 正章

税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
 > 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/



FAKE ZERO PROJECT
 China Customs Japan Customs Korea Customs

電気カーペットに係る分類変更について

平成27年12月

平成27年3月に開催された第55回世界税関機構（WCO）HS委員会の決定を受け、電気カーペットの分類についての取り扱いが、以下の通り変更となります。
本取扱いは、平成28年3月1日から適用されます。

第55回HS委員会決定

紡織用繊維製の電気カーペットは、カバーを付して使用されるか否かに関わらず、紡織用繊維製の床用敷物として、第57類に分類される。

変更前

カバーを付して使用することが推奨される電気カーペットの本体（カバー無）は、床用敷物とみなさず、家庭において使用する種類の電熱機器として、第85.16項（税率：基本 Free）に分類。



変更後

電気カーペットの本体（カバー無）も、床用敷物として、使用時の露出面の材質・性状等により分類。

変更後の具体的な取扱い

物 品	分 類
<p>以下の物品は、すべて同様に右のとおり分類されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • そのまま使用されるもの • カバーを付して使用することが前提とされるもの（輸入時にカバーとセットで提示されるか否かを問わない） 	<p>使用時の露出面の材質・性状等により、床用敷物として、分類されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 露出面が紡織用繊維製のもの 「紡織用繊維製の床用敷物」として、57類に分類 (例)・5704.90-200（フェルト製のもの） （基本 9%、協定 7.4%、特惠 Free） ・5705.00-022（その他のもの、主として不織布） （基本 9.6%、協定 7.9%、特惠 6.32%） 2. 露出面がプラスチック製のもの 「プラスチック製の床用敷物」として、39類に分類 (例)・3926.90-029 （基本 5.8%、協定 3.9%、特惠 Free） ・3918.10-000 （ロール状のもの、塩化ビニルの重合体製のもの） （基本 4.6%、協定 3.1%、特惠 Free）

※ 具体的な物品に関する分類は、業務部関税鑑査官に個別にご照会ください。

(第690回提供資料の訂正)

(平成28年1月1日施行)

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12	一軽質油及びその調製品 一一揮発油			2710.12	一軽質油及びその調製品 一一揮発油		
	110 一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG	110	一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
	190 一一一その他のもの	KL	KG	190	一一一その他のもの	KL	KG
	200 一一一灯油	KL	KG	200	一一一灯油	KL	KG
	(削除)			300	一一一軽油	KL	KG
	900 一一一その他のもの	KL	KG	900	一一一その他のもの	KL	KG
2710.19	(省略)			2710.19	(同左)		
2710.20	一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）			2710.20	一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	100 一一揮発油	KL	KG		一一揮発油		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削除)			110	一一一ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
	(削除)			190	一一一その他のもの	KL	KG
200	一一一灯油	KL	KG	200	一一一灯油	KL	KG
300	一一一軽油	KL	KG	300	一一一軽油	KL	KG
400	一一一重油	KL	KG	400	一一一重油	KL	KG
	一一一潤滑油				一一一潤滑油		
510	一一一絶縁油	KL	KG	510	一一一絶縁油	KL	KG
520	一一一焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG	520	一一一焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG
590	一一一その他のもの	KL	KG	590	一一一その他のもの	KL	KG
600	一一一グリース		KG	600	一一一グリース		KG
900	一一一その他のもの	KL	KG	900	一一一その他のもの	KL	KG
2710.91	(省略)			2710.91	(同左)		
2710.99	(省略)			2710.99	(同左)		
29.22	酸素官能のアミノ化合物			29.22	酸素官能のアミノ化合物		
2922.11	(省略)			2922.21	(同左)		
2922.39	一アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			2922.39	一アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		
2922.41	(省略)			2922.41	(同左)		
2922.42	000 一一一グルタミン酸及びその塩		KG	2922.42	一一一グルタミン酸及びその塩		KG
	(削除)			100	一一一グルタミン酸ソーダ		KG
	(削除)			900	一一一その他のもの		KG
2922.43				2922.43			

(統合せず現行のまま)

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%

2015年12月の内訳

海上	92%
航空	96%

2015年12月の内訳

海上	80%
航空	72%

【参考】2015年11月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	56%
横浜	93%
神戸	89%
大阪	85%
名古屋	87%
門司	94%
長崎	93%
函館	94%
沖縄	92%
合計	87%

輸入	
東京	62%
横浜	78%
神戸	80%
大阪	82%
名古屋	80%
門司	84%
長崎	93%
函館	84%
沖縄	75%
合計	76%